

たつの市

勤労者住宅資金融資

申込みご案内

この融資制度は、勤労者の皆さんが市内に自己の居住のために住宅づくりをしようとするときのお手伝いとして、市が資金の一部を預託し、取扱金融機関から融資を受けられるようにしている制度です。

融資を受けることができる方

※次の条件すべてに該当する方です。

- (1) 市内に自己の居住する住宅を新築、購入、増改築、中古購入、修繕、模様替えをされる方。
- (2) 前年中の収入が150万円以上の方。
- (3) 20歳以上の方（但し完済時の年齢が76歳未満の方）。
- (4) 同じ場所に1年以上引き続き居住している方。
- (5) 同一事業所に引き続き1年以上勤務されている方。
- (6) 金融機関の指定する保証機関の保証が受けられる方。
- (7) 市税を完納している方。

融資の条件

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 融資限度額 | ①新築、又は購入の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1200万円 |
| | ②増改築・中古購入・修繕・模様替えの場合・・・・・・・・・・500万円 |
| (2) 融資期間 | ①新築、又は購入の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・30年以内 |
| | ②増改築・中古購入・修繕・模様替えの場合・・・・・・・・・・20年以内 |
| (3) 融資利率 | 固定金利 年2.5% |
- (注意) 融資利率は年度途中で変更になることがあります。

- (4) 償還方法 元利均等月賦償還方式、又は元利均等半年賦償還併用方式です。
なお、一部繰上償還もできます。
- (5) 担保 原則として、融資する建物及びその土地に第一順位の抵当権設定登記をします。
ただし、住宅金融支援機構と民間の提携によるフラット35や年金等の資金を併用する場合は、後順位でも融資が可能です。
- (6) 資金の用途 申込者自らが居住するための住宅建築等で、その全部または一部が営利目的に使用されないこと。
- (7) 融資時期 取扱金融機関で決定しますが、原則として担保物件に抵当権設定登記が完了した後になります。

申込み期間

平成23年4月1日から常時取り扱います。ただし、融資目標額に達成した場合には締め切ることがあります。

問い合わせ先

たつの市 産業部 商工観光課 TEL (0791) 64-3156

取扱金融機関

近畿労働金庫 相生支店

〒678-0001

相生市山手1-5

TEL (0791) 22-1630 (代)

当住宅融資と、フラット35（民間と住宅金融支援機構との提携による長期固定金利住宅ローン）もしくは年金住宅融資等と併せてお取り扱いいただくことも可能です。

詳しくは近畿労働金庫相生支店まで。



借入申込みに必要な書類

A—住宅購入（新）土地付 B—住宅購入（古）土地付 C—新築（自己所有地）
 D—新築（借地） E—増築・改築 F—修繕・模様替え

借入申込必要書類	A	B	C	D	E	F
1. 住宅資金申込書	○	○	○	○	○	○
2. 申込人所得証明書（前年の証明書）	○	○	○	○	○	○
3. 保証依頼書	○	○	○	○	○	○
4. 納税証明書	○	○	○	○	○	○
5. 建築確認通知書（写）	○		○	○	○	△
6. 建物平面図・見取図・配置図	○	○	○	○	○	○
7. 売買契約書（写）・物件説明書（写）	○	○				
8. 見積書又は工事請負契約書			○	○	○	○
9. 住民票謄本	○	○	○	○	○	○
10. 健康保険証（写）	○	○	○	○	○	○
11. 土地登記簿謄本	○	○	○	○	○	○
12. 建物登記簿謄本		○			○	○
13. 固定資産税評価証明書（土地のみ◎）		○			○	○
14. 地主承諾書				○		△
15. 住宅金融支援機構・年金融資申込書（写）	△	△	△	△	△	△
16. その他融資申込書及び融資残高証明書	△	△	△	△	△	△
17. 農地転用許可証	△		△	△	△	
18. 工事前の工事予定箇所ごとの写真						○

借入書類の作成について、次の事項にご注意ください。

- （１）印鑑はすべて実印（印鑑証明がとれるもの）を鮮明に押印してください。
- （２）住民税決定通知書（前年所得が記載されない時期は給与証明も必要）
- （３）申込書は、すべて申込人が自署してください。
- （４）○印は必要書類です。△印は必要に応じて提出してください。
- （５）農地の場合は農地転用許可書（写）を提出してください。
- （６）その他取扱金融機関が審査上必要とする書類が必要です。

手続きのあらまし

MEMO

